

子第679号—1

令和3年7月12日

各市町村 保 育 担当課長 様
放課後児童健全育成事業

千葉県健康福祉部子育て支援課長
(公印省略)

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく協力要請等について (通知)

令和3年7月8日、国の新型コロナウイルス感染症対策本部長は、本県におけるまん延防止等重点措置を実施すべき期間を8月22日まで延長するとともに、基本的対処方針を示しました。

これを受け、本県では、令和3年7月9日の第33回千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、まん延防止等重点措置を実施すべき期間を8月22日まで延長すること等を決定し、別添のとおり報道発表しました。

保育所及び放課後児童クラブ等（以下「保育所等」という。）の対応については、令和3年4月23日付け厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室等からの事務連絡の内容から変更はありませんので、引き続き適切に御対応くださるようお願いいたします。

なお、今回の延長においては、保育を必要とする者の大幅な減少は想定されないことから、保育の提供の縮小等を含む令和2年4月7日付け事務連絡の内容は適用せず、「保育所等については、感染防止策を徹底しつつ、原則開所していただきたい」と示されておりますので、御留意ください。

【担当】 千葉県健康福祉部子育て支援課
認可・認定班 川上 鈴木 (保育)
子育て支援班 野上 梅木 (放課後児童クラブ)
TEL: 043-223-3774、2317 FAX: 043-222-9939
E-mail: kosodate3@mz.pref.chiba.lg.jp
kosodate2@mz.pref.chiba.lg.jp